

徳島県勤労者山岳連盟規約

第1章 総則

第1条 この連盟は日本勤労者山岳連盟の都道府県における地方連盟であり徳島県勤労者山岳連盟(以下「連盟」という。)と称し、事務所を徳島市住吉4丁目 6-38-203 号に置く。

第2章 目的と活動

第2条 この連盟は次のことを目的とする。

各山岳会の特性を踏まえながら、全県の立場で登山を広く一般勤労者のものとし、加盟団体相互の交流を深め、健全な登山思想および登山技術の普及と向上を図る。

第3条 加盟団体・会員は第2条の目的実現のため連盟の諸活動に参加する。ただし、6ヶ月間連盟費を納入しない場合は加盟団体の資格を失う。

第4条 この連盟は前条の目的を遂行するために次の諸活動を行う。

- (1) 加盟団体の活動についての指導援助と加盟団体相互の交流の促進
- (2) 未組織登山者、未加入団体を連盟に結集する活動及び未組織地域に連盟の組織を広げる活動
- (3) 山岳遭難を防止する活動
- (4) 登山思想、登山技術の普及向上をはかるための活動
- (5) 自然保護に関する活動
- (6) 民主的関係団体、業者、機関との連携
- (7) 民主的スポーツ団体との交流
- (8) その他目的達成に必要な活動

第3章 加盟団体

第5条 この連盟に加盟する団体は、日本勤労者山岳連盟趣意書及びこの規約を承認し、加盟費を納入し、所定の加盟手続きを行い、総会または理事会にて連盟の承認を受けなければならない。

2 加盟団体は、第3条以外の事由でこの連盟から脱退する時は理事長に通告し、脱退する月までの連盟費を納入することとする。

第4章 役員

第6条 この連盟に役員として理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名、常任理事若干名、理事若干名、監事2名を置く。

2 第8条第1項により総会が選出すべき理事の数は付則に規定する。

3 第1項に定めのある役員のほか、理事長は理事会の承認を得て顧問若干名を置くことができる。

第7条 理事長は、この連盟を代表し、この連盟の活動を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。

3 事務局長は事務を統括し会計を行う。

4 常任理事は日常業務の執行にあたる。

5 理事は加盟団体と連盟との連絡調整を担い連盟業務の処理にあたる。

6 監事は会計を監査する。

7 顧問は、理事長の諮問に答える。

第8条 理事長及び理事、監事は総会で選出する。

2 副理事長、事務局長、常任理事は理事の間で互選する。

3 理事は各加盟団体から少なくとも1名選出されるよう配慮する。

4 役員は補充、年度途中の新団体加盟による理事の増員は理事会で行う。

第9条 役員は任期は次の総会までとし、再任を妨げない。

第5章 機関

第10条 この連盟に機関として総会、理事会、常任理事会を置く。

2 この連盟に目的を遂行する機関として各種の専門部、専門委員会を置くことができる。

第11条 総会は、この連盟の最高意志決定機関で、年1回、理事長が招集する。

2 総会は、役員と各加盟団体ごとに選出された代議員で構成され、代議員の過半数の出席をもって成立する。出席できない代議員は、その権限を総会に委任することができ、その委任状を持って出席に替えることができる。

3 総会の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事長は、必要に応じて臨時に総会を招集することができる。また、理事会や加盟団体の1/2以上の要望があるときは、臨時に総会を開催しなければならない。

5 総会代議員は、別に定める一定の比率により選出する。

第12条 理事会は、総会に次ぐ議決機関で、3ヶ月に1回以上理事長が招集する。

2 理事会は、理事長、副理事長、事務局長、常任理事、理事で構成し、過半数の出席により成立する。

3 理事会の議長は、理事長が務める。

4 理事会の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第13条 常任理事会は、連盟の運営に必要と認めた場合、理事長が招集する。

2 常任理事会は、理事長、副理事長、事務局長、常任理事が構成する。

3 常任理事会の議長は、理事長が務める。

4 常任理事会の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第14条 専門部、専門委員会の設置及び任務等については理事会で定める。

2 専門部、専門委員会の構成員については常任理事会により定める。

第6章 財政

第15条 この連盟の経費は、加盟費、連盟費、事業収入、その他でまかなう。

2 連盟費は6ヶ月分を一括して前納とする。1ヶ月当たりの金額は、全国連盟分担金分として、前年11月末現在の会員数に130円を乗じた金額と、県連盟分担金分として、同じく前年11月末現在の会員数に70円を乗じた金額の合計額とする。ただし、新規加入団体については、加入時の会員数を前年11月現在の会員数と読み替える。

3 加盟費は、1会計年度につき1団体3,600円とする。

4 年度途中の新規加入団体は、加入した月から第2項で算出した連盟費を分担する。

5 この連盟の会計年度は、2月1日より翌年1月31日までとし、会計報告は定期総会の都度行い、総会の承認を受ける。

6 第5条により加盟団体が脱退する場合には、滞納連盟費、滞納加盟費を清算しなければならない。

第7章 規約改正、その他

第16条 規約の改廃は、総会代議員の過半数の議決を要するものとする。

第17条 常任理事会は、この規約に定められていない事項については、規約の精神に基づいて処理することができる。

第8章 遭難対策

第18条 連盟は別に定める「徳島県勤労者山岳連盟遭難対策規定」に基づき、活動を行う。

第19条 連盟内に「徳島県勤労者山岳連盟救助隊」を置く。

2 「徳島県勤労者山岳連盟救助隊」の活動は、別に定める救助隊規約で行う。

第20条 連盟内に「徳島県勤労者山岳連盟遭難対策積立金」を置く。

2 「徳島県勤労者山岳連盟遭難対策積立金」の運用は、別に定める規定で行う。

付則

- 1 一旦納付した加盟費、連盟費はこの連盟を脱退しても返還しない。
- 2 第11条第2項の代議員には、この連盟の役員を選出することができない。
(総会代議員数)
- 3 第11条第2項の代議員の数は、次のとおりとする。
 - (1) 定数を加盟団体数+甲数(次号に規定)以内とする。
 - (2) 加盟団体ごとの代議員数は、
 $1 + \text{甲数} \times (\text{当該加盟団体の連盟費の算出基礎となる会員数} / \text{連盟総会員数})$ により算出する。(1未満端数切り捨て)
甲数とは $\text{連盟費の基礎となる会員数総数} \div 10$ (1未満端数切り捨て) = 甲数
 - (3) (2)により計算した加盟団体ごとの代議員数の総和をもって代議員定数とする。

(理事総数)

- 4 第8条第1項で総会が選出すべき理事の数の上限は、次のとおりとする。
 - (1) 加盟団体数+乙数(次号に規定)とする。
 - (2) 乙数とは $\text{連盟費の基礎となる会員数総数} \div 20$ (1未満端数切り捨て) = 乙数
- 5 この規約は1976年6月20日より施行する。
 - 第 5回総会で一部改正(1980年2月)
 - 第 8回総会で一部改正(1983年2月27日)
 - 第 9回総会で一部改正(1984年2月26日)
 - 第10回総会で一部改正(1985年2月24日)
 - 第18回総会で一部改正(1993年2月28日)
 - 第25回総会で一部改正(2000年2月27日)
 - 第37回総会で一部改正(2012年2月26日)
 - 第40回総会で一部改正(2015年2月22日、同日施行)
 - 第41回総会で一部改正(2016年5月1日施行)